

①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)				
②名称	Attorney General's Chambers/ Brunei Intellectual Property Office (BruIPO)				
③所在地	The Law Building Jalan Raja Isteri Pengiran Anak Saleha Bandar Seri Begawan BS 8511, Brunei Darussalam				
④連絡先	(電話) (673) 222 59 19 (FAX) (673) 238 0545 (E-mail) enquiries@bruipo.gov.bn (internet) http://www.bruipo.gov.bn/SitePages/Home.aspx				
⑤組織の長	Head and Deputy Registrar: Mrs. Norazizah Jaafar				
⑥沿革	<p>(1) ブルネイにおいては、1997年法律第S33号(Cap. 72)として特許法が1997年4月16日に施行された。</p> <p>(2) 商標法は1999年法律第S58号として、商標規則とともに2000年6月1日に施行された。</p> <p>(3) 意匠法は1999年法律第S83(3)号として、意匠規則とともに2000年5月1日に施行された。</p> <p>(4) 特許法は2011年に改正され、2013年には特許規則も制定された。また、特許協力条約(PCT)は2012年7月24日に発効した。</p> <p>(5) 2012年1月には特許登録庁が発足し、同年10月には意匠登録局を吸収、2013年6月には商標登録局を吸収して、ブルネイ知的財産庁として発足した。なお、2016年1月に著作権、2019年4月に植物新品種の関係部局を吸収している。</p> <p>(6) 商標法改正法としては2013年6月1日施行、2017年1月26日施行及び同年3月21日施行が順次、行われた。また、マドプロは2017年1月6日に発効し、国際登録商標規則が2018年5月28日に施行された。</p> <p>(7) 意匠法改正法は2014年8月25日施行され、改正意匠規則は同年8月27日施行された。また、ヘーグ条約ジュネーブアクトが2013年12月24日に発効し、国際登録意匠規則が2014年8月27日に施行された。</p> <p>(8) 特許法改正法が2017年4月10日に施行された。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権、集積回路配置権、植物新品種				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1994/4/21	2006/8/30			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		2012/2/17			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(実演及びレコード)
				2017/5/2	2017/5/2
	ブダペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	2012/7/24			2013/12/24	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		2017/1/6	2012/7/24		
	ストラスブール	ウィーン	WTO		
		1995/1/1			

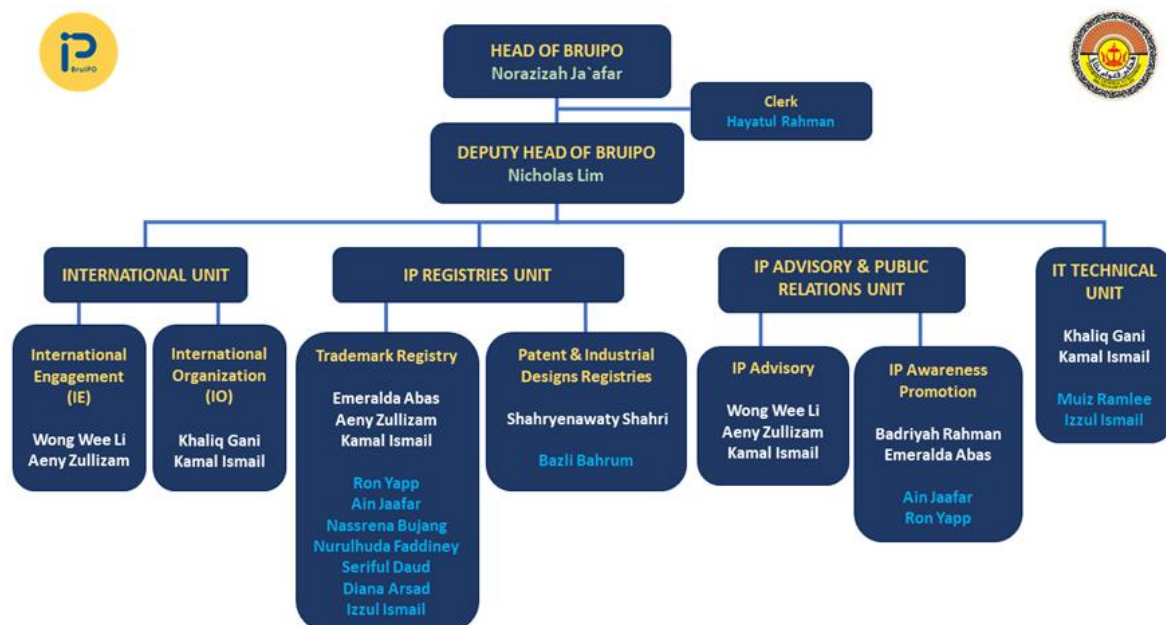
①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)					
①統計データ	出願件数		2021年	2022年	2023年	2024年
	特許	全数	139	155		138
		(内 外国出願)	137	155		137
		(内日本から)	9	15		12
		(内 PCT ルート)	131	149		137
	意匠	全数	42	89	130	94
		(内 外国出願)	42	89	130	91
		(内日本から)	3	1		1
	商標	全数	1,891	1,710	1,721	1,925
		(内 外国出願)	1,792	1,596	1,577	1,790
		(内日本から)	128	83	49	67
	登録件数		2021年	2022年	2023年	2024年
	特許	全数	31	60	45	25
		(内 外国出願)	31	59	45	25
		(内日本から)	6	1	3	3
		(内 PCT ルート)	31	59	32	25
	意匠	全数	29	75	122	65
		(内 外国出願)	29	75	122	65
		(内日本から)	2	1		1
	商標	全数	1,729	1,747	1,637	1,772
(内 外国出願)		1,696	1,681	1,581	1,709	
(内日本から)		107	134	75	94	
(出典) : WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> BruneiIPO、The Brunei Economic Development Board (BEDB) の下部機関

(出典) : Brunei Intellectual Property Office (BruneiIPO)

<https://www.bruipo.gov.bn/SitePages/About-Us.aspx>



①国名	<p style="text-align: center;">Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	特許法改正法 (2020 年法律 S4) 2023 年 6 月施行 特許規則 2012 年 1 月 1 日施行
	③地理的効力の範囲	ブルネイ国内のみ。
	④他国制度との関係	特許協力条約 (PCT) 加盟国。
	⑤出願人資格	発明者及びその承継人。(特許法第 19 条(1)、(2)、第 42 条) 従業員発明が職務発明である場合、原則、その使用者に帰属する。(特許法第 50 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。特許所有者は、ブルネイに送達宛先を指定し、このためにブルネイで登録された代理人を選任しなければならない。(特許法第 92 条及び第 101 条並びに特許規則第 35 条)
	⑦出願言語	英語。(特許法第 29 条(2)(c)(C))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年。特許権の効力は付与証明書の交付日に発効。(特許法第 35 条(1)) 存続期間の延長は、登録官の不当な遅延、優先権主張出願の特許交付に際しての不当な遅延又は医薬品の販売許可の遅延について認められる。(特許法第 36 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物。(特許法第 14 条(2))
	⑩グレース・リオト [＊]	有。次の事項が規定されている。期間は開示日から 12 月。 (1) 発明者又は発明者が密かに発明を明かした者による不法又は秘密漏洩に起因又はその結果として入手した発明の開示。 (2) 発明者又は発明を発明者から入手した者若しくは発明者から発明を得た他人から密かに発明を得た者により行われた発明の開示。 (3) 発明者が国際博覧会における展示に起因する発明の開示。 (4) 発明者が自ら又はその同意を得て若しくはその代理として他人が学会で発表した論文、又は発明者が同意を得て学会の公報で公表された論文において発明者が発明について説明したこと起因する又はその結果として生じた発明の開示。 (特許法第 14 条(4))
	⑪非特許対象	新規性、進歩性及び産業上の利用可能性がない発明 (特許法第 13 条(1)、第 14 条、第 15 条及び第 16 条) 公表又は実施することが、不快な、不道徳的な又は反社会的な行動を助長すると予想される発明。(特許法第 13 条(2))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。後述する審査請求時に提出された調査報告等に基づき、新規性、進歩性(又は非自明性)及び産業上の利用可能性(又は有用性)について審査される。(特許法第 29 条)
	⑬審査請求制度の有無	有。方式要件を充足されれば送付される通知書に対し、審査請求書及び手数料とともに、(PCT ならば) 国際調査報告書、基礎出願の調査報告の写し(必要があれば英語翻訳文)又は所定の資料を提出し、さらに審査官が要求する追加の資料を提出しなければならない。(特許法第 29 条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、登録されれば公報により公告(公開)される。(特許法第 34 条(2))
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、手数料と理由とともに登録官に調査及び審査報告を請求することができ、請求を認めれば審査官が報告する。(特許法第 39 条) 特許所有者には審査報告書が送付され、場合によっては登録官に訂正請求することができる。(特許法第 38 条)
	⑰無効審判制度の有無	有。特許発明が特許を受けるべきではない発明であるときは、何人も特許の無効を登録官に請求することができる。(特許法第 77 条)

① 国名	<p style="text-align: center;">Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)</p>																									
特許制度	⑱実施義務	有。利害関係人が、非競争的慣行の是正のため特許ライセンスを付与すべしと裁判所に提訴し、裁判所が、ブルネイに特許発明の市場が存在するが、合理的な条件で供給されておらず、特許所有者が直接又はライセンシーを通じて供給しない正当な理由はない、と判断した場合、裁判所が定める条件でライセンス付与が命令される。(特許法第 57 条)																								
	⑲費用 単位 BN\$ (ブルネイ・ドル)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">出願料</td> <td style="text-align: right;">160 BN\$</td> </tr> <tr> <td>審査請求料 (調査報告請求を含む)</td> <td style="text-align: right;">2,600 BN\$</td> </tr> <tr> <td>登録料</td> <td style="text-align: right;">200 BM\$</td> </tr> <tr> <td>追加登録料 (クレーム数 25 を超えた 1 クレームごと)</td> <td style="text-align: right;">20 BN\$</td> </tr> </table> <p>[特許権の維持に掛かる費用]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">年金</td> </tr> <tr> <td>5 年～ 7 年次</td> <td style="text-align: right;">160 BN\$(各年)</td> </tr> <tr> <td>8 年～ 10 年次</td> <td style="text-align: right;">270 BN\$(各年)</td> </tr> <tr> <td>11 年～ 13 年次</td> <td style="text-align: right;">350 BN\$(各年)</td> </tr> <tr> <td>14 年～ 16 年次</td> <td style="text-align: right;">450 BN\$(各年)</td> </tr> <tr> <td>17 年～ 19 年次</td> <td style="text-align: right;">550 BN\$(各年)</td> </tr> <tr> <td>20 年次</td> <td style="text-align: right;">650 BN\$</td> </tr> <tr> <td>21 年次以降</td> <td style="text-align: right;">950 BN\$(各年)</td> </tr> </table>	出願料	160 BN\$	審査請求料 (調査報告請求を含む)	2,600 BN\$	登録料	200 BM\$	追加登録料 (クレーム数 25 を超えた 1 クレームごと)	20 BN\$	年金		5 年～ 7 年次	160 BN\$(各年)	8 年～ 10 年次	270 BN\$(各年)	11 年～ 13 年次	350 BN\$(各年)	14 年～ 16 年次	450 BN\$(各年)	17 年～ 19 年次	550 BN\$(各年)	20 年次	650 BN\$	21 年次以降	950 BN\$(各年)
出願料	160 BN\$																									
審査請求料 (調査報告請求を含む)	2,600 BN\$																									
登録料	200 BM\$																									
追加登録料 (クレーム数 25 を超えた 1 クレームごと)	20 BN\$																									
年金																										
5 年～ 7 年次	160 BN\$(各年)																									
8 年～ 10 年次	270 BN\$(各年)																									
11 年～ 13 年次	350 BN\$(各年)																									
14 年～ 16 年次	450 BN\$(各年)																									
17 年～ 19 年次	550 BN\$(各年)																									
20 年次	650 BN\$																									
21 年次以降	950 BN\$(各年)																									
	⑳料金減免措置の有無	無。																								
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無																								

①国名	<p style="text-align: center;">Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)</p>	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2020年2月13日公布(1999年緊急(意匠)令) 2000年4月25日施行 意匠規則
	③地理的効力の範囲	ブルネイ国内のみ(大陸棚を含む)。(意匠法第1条(3)、(4))
	④他国制度との関係	ヘーグ条約ジュネーブ条約締約国。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人。職務上の創作は、別段の契約がない限り、使用者又は委託者が所有する。(意匠法第8条、第32条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。意匠出願はブルネイ国内に送達宛先を指定しなければならない。意匠の出願の代理人はブルネイ国内に居住又は営業所を有しなければならない。また、登録官は選任された代理人を拒絶することができる。(意匠法第15条、第73条、規則64)
	⑦出願言語	英語。(規則56)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ2回更新できる(最長15年)。(意匠法第29条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物。(意匠法第9条(2))
	⑩グレース・リスト	有。次の事項が規定されている。 (1) 意匠の所有者、又は所有者以外の者による12月以内の善意に反する意匠の開示。 (2) 織物意匠を付した商品の最初の内密の受注。 (3) 公認の国際博覧会における意匠所有者の承諾のもとにおける展示による開示。この場合、意匠を博覧会の開会後6月以内に意匠出願しなければならない。 (意匠法第12条)
	⑪不登録対象	次の意匠を登録することはできない。 (1) 当該意匠の物品の外観が重要でない意匠。 (2) 当該意匠の公開又は使用が公序良俗に反する意匠。 (意匠法第10条、第11条) ただし、紋章はその管理者、人物の名称又は肖像は本人又はその代理者による承認を登録官が納得しなければならない。(意匠規則12-14)
	⑫実体審査の有無	無。意匠登録出願は、出願日が付与された後、方式審査と、一見して新規性などの拒絶理由がなければ、登録され、公報により公告される。(意匠法第25条～第28条)。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。「物品」とは、製造物品をいい、物品の一部が別個に作られ、かつ、販売される場合はその一部を含む。(意匠法第2条(1))
	⑯関連意匠制度の有無	有。登録意匠の所有者による、当該登録意匠の特徴を変えない又は実質的に同一な意匠の出願を先の意匠の登録又は公開を理由に拒絶することはできず、出願によりなされた登録は無効とならない。ただし、得られた権利は原登録意匠の権利期間を超えることはできない。(意匠法第14条)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。2又はそれ以上の意匠が同一の意匠分類、又は同一の組物に係るときは、同一の登録出願とすることができる。(意匠法第9条(1)、第15条(6))
	⑱意匠分類	国際分類を使用している。(意匠規則24)
	⑲出願公開制度の有無	無。ただし、登録後に公告(公開)される。(意匠法第26条(1)(d))
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人の請求により、意匠登録出願の登録及び意匠の公告を、出願日又は優先権が主張されている場合には優先日から12月を超えない期間内において延期することができる。(意匠法第26条(2)～(5))

①国名	<p style="text-align: center;">Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2022年6月公布(1999年S58) 商標法 2000年6月1日施行 商標規則
	③地理的効力の範囲	ブルネイ国内のみ(大陸棚を含む)。(商標法第1条(3))
	④他国制度との関係	マドリッドプロトコール締約国。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、証明標章、団体標章。(商標法第4条) 連続商標(商標法第42条)
	⑥商標の種類	知覚可能で他者と識別できる標章。(商標法第4条(1)) 出願書式TM1には、文字、図形、色彩これらの結合などの伝統的商標は第3項に記載し、匂い、音、味覚及び立体などの非伝統的商標は第4項に記載する旨が定められている。
	⑦出願人資格	標章を使用しているか、その使用を承諾するか又はその使用意思を有する標章の所有者。(商標法第33条(3))
	⑧権利付与の原則	先願主義。(商標法第8条、第9条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。商標登録の手続で要求され又は許可される行為は、原則、出願人から授権され、登録された商標代理人が、書面をもって行うことができる。(商標法第75条、第76条)
	⑪出願言語	公用語(マレー語)、英語。登録官は、標章に翻字及び翻訳を求めることができる。(商標規則第20条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日(登録商標は出願日に登録されたものとみなされる)から10年。更に10年ずつ更新することができる。(商標法第43条、同法第41条(3))
	⑬グレース・リオト*	国際博覧会において展示された商標を当該展示日から6月以内に出願した者は、同人の請求しかつそれを証明することにより、当該日に登録出願をしたとみなされる。(商標法第37条)
	⑭不登録対象	<p>絶対的拒絶要件(商標法第6条、第7条)</p> <p>(1) 識別力に欠ける標章(使用により識別力を獲得した場合を除く。)</p> <p>(2) 商品の性質又は技術的若しくは実質的価値のみからなる標章</p> <p>(3) 公序良俗に反するか公衆を欺く標章</p> <p>(4) それを使用することがブルネイで禁止されている標章</p> <p>(5) 出願が悪意で行われた標章</p> <p>(6) 以下を含むもの。ただし、承諾を得られたものは除く。</p> <p>(a) ブルネイの記章、紋章及び王位象徴品の表示</p> <p>(b) 王冠、王旗若しくはそれ以外の王室旗、又はそれらに紛らわしい模造</p> <p>(c) 国王又は王室の一員の表示、又はそれらに紛らわしい模造</p> <p>(d) 語、文字又は図柄であって、出願人が王室の保護又は強化を受けているものと人々に誤認させるおそれがあるもの</p> <p>相対的拒絶要件・ただし先の商標の所有者の承諾がある場合を除く。(商標法第8条)</p> <p>(1) 先の商標と標識が同一で指定商品・役務が同一又は類似の標章</p> <p>(2) 先の商標と指定商品・役務が同一若しくは類似で標識が類似であり、公衆が誤認・混同する虞のある標章</p> <p>(3) 先の商標と指定商品・役務が非類似であるが先の商標の識別力若しくは名声に不当な利益を得るか又は害することとなる標章</p> <p>(4) ブルネイにおける使用が著作権・意匠などの他の法律で禁じられる標章</p>
	⑮防護標章制度の有無	無。

①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)	
商標制度	⑯周知商標制度の有無	有。パリ条約に基づく周知商標はブルネイでの営業権の有無に拘らず、周知商標と標識が同一又は類似で商品・役務が同一又は類似の商標について、登録することができず及びその使用を差し止める権利を有する。ただし、その使用が混同を生じさせる虞がある場合に限る。(商標法第8条、第9条(1)(b)、第54条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。出願書式 TM1 の第13項に商品・役務一覧を記載する。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。登録官が⑭の不登録事由を含む登録要件を審査する。(商標法第38条)
	⑲審査請求制度の有無	無。(商標法第38条)
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願が受理された後、公報に公告(公開)される。(商標法第39条(1))
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も出願の公告の日から3月以内に登録官に異議を申し立てることができる。(商標法第39条、商標規則第29条(1))
	㉓無効審判制度の有無	有。登録から5年以内であれば、何人も商標の無効を登録官及び裁判所の何れにも請求することができる。(商標法第48条(1)～(6)、第49条(1))
	㉔不使用取消制度の有無	有。商標の登録手続の完了後又はその連続した使用が5年の期間内においてブルネイにおいて真正の使用がなく、不使用に正当な理由がなかった場合は何人も登録官及び裁判所の何れかに取消を請求することができる。(商標法第47条(1))
	㉕商標分類	国際分類最新版を採用している。(ニース協定には未加盟)。(商標規則第19条(1)～(3))
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。商標は営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。(商標法第25条(1))
	⑳費用 単位 BN\$ (ブルネイ・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 150 BN\$(1区分ごと) 登録証発行手数料 20 BN\$ [商標権の維持に掛かる費用] 権利期間更新料 2 00 BN\$
㉙料金減免措置の有無	無。	